

諮 問 第 5 号
令和7年10月27日

庄内町特別職報酬等審議会会長 殿

庄内町長 富 樫 透

特別職の報酬額について（諮問）

庄内町特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 議会の議員の報酬額について
- 2 町長、副町長及び教育長の給料額について